

令和 7 年 1 0 月 3 日

## 仕様書に対する質問・回答書

公告番号	美作局地第 2 1 4 5 号
業務名	観光 PR 動画作成事業
質問事項	<p>① 2) 業務内容等 (4)、6) 成果物 観光スポット 15 か所程度を撮影し、各スポットの映像データ (各 15 秒程度) とあるが、制作動画は 1 か所 1 本、合計 15 本程度を想定していますか？また、15 本を超えても構いませんか？</p> <p>② 2) 業務内容等 (6) 制作は受託者が担当する。企画立案等の作業を含むとあるが、制作動画にモデル起用は可能でしょうか？</p> <p>③ その他 成果物 (制作動画) の使用期限はありますか？</p> <p>④ その他 15 秒程度の観光スポット PR 動画に加えて、観光客を誘引するような観光スポット PR 以外の動画やモデルコース紹介動画などの独自提案は採点対象になりますか？</p>
回答	<p>①成果物について、ご認識のとおりです。動画本数は 15 本を超えても構いません。</p> <p>②動画にモデルを起用いただいても構いません。</p> <p>③使用期限は現時点で想定していません。なお、著作権については仕様書『7 業務に係る留意点 (4)』に記載のとおり、美作県民局に帰属するものとします。</p> <p>④独自提案は仕様書『2 業務内容等 (5)』に記載のとおり、評価の対象となります。</p>